

令和6年度

しおや聖苑火葬炉設備補修工事

仕 様 書

塩谷広域行政組合

第1章 一般仕様書

第1節 総 則

1 工事の目的

本工事は、塩谷広域行政組合（以下「組合」という。）が計画するしおや聖苑における「しおや聖苑火葬炉設備補修工事」に関し、本仕様書に基づき、忠実かつ誠実に履行し、完成することを目的に行うものである。

2 工事概要

工 事 名：しおや聖苑火葬炉設備補修工事

工事場所：栃木県矢板市乙畑 1806 番地 3 しおや聖苑

工事期間：契約日から令和7年1月31日（金）まで

3 施 工

- (1) 本工事の施工時期については、組合職員と協議の上、決定するものとする。
- (2) 本工事の施工に伴い、開苑日に火葬炉の稼働を停止する必要がある場合には、1炉ごとに停止するものとし、その日数については8日間程度とする。
なお、開苑日とは、友引の日を除いた日とする。
- (3) 本工事の施工が完了した際には、ただちに本組合職員の立会確認を受けるものとする。
- (4) 工事に伴う騒音については、最小限に留め、来苑者の妨げにならないように施工するものとする。

第2節 一般事項

1 適用範囲

別添設計書のとおり

2 受注者の責務

受注者は、組合と十分な協議を行い、工事の目的を十分に理解し、施工しなければならない。

3 関係法令の遵守

工事の施工に当たり、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月）」、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策検討会）」及び関係法令等を遵守するものとする。

4 秘密の保持等

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（工事を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

5 提出書類

受注者は、工事の着工及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着工時
 - ① 着工届
 - ② 工程表
 - ③ 現場代理人届及び配置技術者届

- (2) 完了時
 - ① 完了届
 - ② 引渡し通知書
 - ③ 報告書（2部）
 - ・ 工事概要
 - ・ 現場代理人届及び配置技術者届（写）
 - ・ 工程表

- ・ 作業員名簿
 - ・ 使用材料確認書
 - ・ 工事写真
- ④ その他必要な書類

6 配置技術者

受注者は、建築業の許可業種における「タイル・れんが・ブロック工事業」又は「機械器具設置工事業」の監理技術者の資格を有する自社の技術者を常時配置しなければならない。

また、配置技術者は、工事完了後に火葬設備が正常に稼働することを確認するため、実際の火葬に立会うものとする。

7 工程

受注者は、本工事の遂行上、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、本組合と協議を行い、承認を受けなければならない。

8 検査

受注者は、工事の完了後 14 日以内に成果品の検査を受けなければならない。検査時点で受注者の帰すべき理由により修補が必要な箇所が指摘された場合は、受注者は速やかに補修等の措置を行うものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。

なお、工事期間内の検査とし、補修がある箇所についても、工事期間内に補修することとする。

9 疑義の解釈

工事の遂行に当たり、仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、組合と協議の上、工事の遂行に支障のないように努めなければならない。

第2章 特記仕様書

次に示す箇所を補修工事するものとする。補修工事において、本仕様書に記載された箇所以外に破損や消耗箇所が確認された場合には、補修工事報告書に示すものとする。

なお、その取扱いについては、別途協議するものとする。

1 2号炉再燃焼室耐火物全面積替

2号再燃炉内耐火物の全面積替を行う。

2 2号主燃焼室耐火材一部修繕

燃焼室の掛けだしレンガ及び誘引吸引口の破損している耐火レンガの積替えを行う。

3 動物炉断熱扉ガイドローラー交換

変形、固着しているガイドローラーの交換を行う。

4 耐火台車上部打替

耐火台車（2台）の上部耐火物の打替を行う。

5 主・再燃バーナー部品交換

【主燃バーナー部品交換】

- (1) 調量弁交換（2号炉）
- (2) 流量計交換（2・5号炉）
- (3) フレキホース交換（2・3・4号炉）

【再燃バーナー部品交換】

- (1) 電磁弁交換（2・3・4・5号炉）
- (2) フレキホース交換（2・3・4・5号炉、動物・汚物炉）

6 その他

- (1) 既存物撤去材は場外処分とし、後日マニフェストを提出すること。
- (2) 構造及び部品詳細等不明点がある場合は、現場調査の旨を組合に申入れ、承認後実施すること。
- (3) 施工は、契約後に全体工程表及び詳細実施工程表を提出し、承認を得て施工すること。

なお、施工にあたっては、2号炉施工時を除き極力友引日を利用して行うこと。

- (4) 2号炉耐火物積替及び炉内台車施工完了後は、施工業者により、翌日乾燥焚を行うこと。
- (5) 施工翌日に作業がある場合は、火葬予約状況に応じ支障がないよう配慮すること。
- (6) 工事前材料検査及び工事後完了検査を実施するので立会うものとする。
- (7) 使用資機材については、既存物と同等以上のものを組合の承認を得た上で使用すること。
- (8) 施工前には保護養生を行うと共に、施工後は清掃を行うこと。
- (9) 表面金属部の塗装を損傷した場合は、同系色にてタッチアップを行うこと。
- (10) 工事完了後、「施工前・施工中・完成」の施工写真を提出すること。